

下妻市省エネ家電製品買換え促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格の高騰に伴う電気料金の負担の軽減を図るとともに、温室効果ガスの排出の抑制による地球温暖化対策を推進するため、省エネ家電製品へ買換えをする市民に対し、予算の範囲内において下妻市省エネ家電製品買換え促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、下妻市補助金等交付規則（昭和51年下妻市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 統一省エネラベル エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）の規定により算出される多段階評価点その他の事項に係る同告示に定める様式による表示をいう。
- (2) 省エネ家電製品 統一省エネラベルの多段階評価点において、星2つ以上の評価である冷蔵庫又はエアコンをいう。
- (3) 省エネ家電製品買換え促進補助金交付券 市長が補助金の交付を決定した申請者に対し交付する券で、登録店舗において省エネ家電製品を購入する場合に使用することができるものをいう（以下「補助金交付券」という。）。
- (4) 登録店舗 実店舗を有し、市に補助金に係る補助金交付券の取扱いに関する登録を行った事業者の店舗をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 補助対象者及び当該者と同一世帯に属する者が、市税等を滞納していないこと。
- (3) 補助対象者及び当該者と同一世帯に属する者が、本要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 補助対象者が居住する市内の住宅（店舗併用住宅にあつては住宅部分に限る。）に設置された既存の冷蔵庫又はエアコン1台を撤去し、これに代えて新品かつ未使用の省エネ家電製品1台を当該住宅に設置するものであること。
- (2) 登録店舗において省エネ家電製品を購入すること。
- (3) 省エネ家電製品の本体、附属品及び設置に係る工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の合計額（補助金交付券使用前の実支払額）が8万円以上であること。
- (4) 事前に第6条の規定による申請を行い、第7条第2項の規定による補助金の交付の決定及び補助金交付券の交付を受けた後に省エネ家電製品に係る契約及び購入を行うこと。
- (5) 国、県その他の公的機関が実施する他の同一の補助制度による補助金等の交付を受けていないこと。ただし、市長が特に認める場合を除く。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象事業1件につき3万円とする。

2 補助金の申請は、1世帯につき省エネ家電製品いずれか1台に限って行うことができるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省エネ家電製品買換え促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 買換え前の冷蔵庫又はエアコンが設置されている状況が確認できる写真及び当該冷蔵庫又はエアコンに貼られているメーカー名、型番、製造年等が記載されているステッカーの写真
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、省エネ家電製品買換え促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、補助金交付券（様式第3号）を交付するものとする。

3 市長は、補助金の不交付を決定したときは、省エネ家電製品買換え促進補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付に関し条件を付することができる。
（購入方法等）

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、登録店舗に補助金交付券を提出し、省エネ家電製品の購入に係る代金から補助金交付券に記載された補助金額を差し引いた金額を支払うものとする。

2 補助金交付券は、交付決定者本人に限り使用することができるものとし、譲渡、転売等をしてはならない。

3 補助金交付券の有効期限は、市長が別に定める期日までとする。
（登録店舗からの請求）

第9条 登録店舗は、補助金の交付に係る省エネ家電製品を設置したときは、当該設置を行った月の末日までに受け取った補助金交付券を取りまとめ、翌月5日までに省エネ家電製品登録店舗実績報告書兼請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に設置の実績を報告するとともに受け取った補助金交付券の換金を請求するものとする。

(1) 使用済み補助金交付券

(2) 省エネ家電製品の購入及び設置証明書（様式第6号）

(3) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第43条に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票に記載されているお問合せ管理票番号が分かるもの

(4) その他市長が必要と認める書類

（登録店舗への支払）

第10条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該登録店舗に対し補助金交付券に記載された補助金額に相当する金額を支払うものとする。

（処分の制限）

第11条 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める法定耐用年数の期間内において、その決定に係る省エネ家電製品を市長の承認を得ずに売却、譲渡、交換、貸与その他の処分を行ってはならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金交付券を無効とすることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金交付券の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又は補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、省エネ家電製品買換え促進補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、交付決定者が第8条第1項に規定する方法により既に省エネ家電製品を購入しているときは、当該者に対し省エネ家電製品買換え促進補助金返還命令書（様式第8号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（登録店舗の登録）

第13条 登録店舗の登録を受けようとする事業者は、省エネ家電製品買換え促進補助金登録店舗登録申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該事業者を登録店舗として登録し、省エネ家電製品買換え促進補助金登録店舗登録通知書（様式第10号）により当該事業者に通知するものとする。

（登録店舗の登録の取消し等）

第14条 市長は、登録店舗が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により登録店舗の登録を受け、又は補助金交付券を取得したとき。
- (2) この要綱に基づく事務の遂行に著しい支障を生じさせたとき。
- (3) その他登録を継続することが不相当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定により登録店舗の登録を取り消したときは、省エネ家電製品買換え促進補助金登録店舗登録取消通知書（様式第11号）により当該登録店舗に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により登録店舗の登録を取り消した場合において、登録店舗が第10条の規定により既に補助金交付券に記載された補助金額に相当する金額の支払を受けたときは、当該登録店舗に対し省エネ家電製品買換え促進補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付及び補助金交付券の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条、第12条及び第14条の規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。